

亀山市地域公共交通会議規約(案)

(目的)

第1条 亀山市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づく地域公共交通会議として、地域における住民生活に必要なバス等の確保その他旅客利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、亀山市の総合的な公共交通に関する計画(以下「公共交通計画」という。)の作成に関する協議、公共交通計画の実施及び実施に係る連絡調整を行うため設置する。

(事務所)

第2条 交通会議は、事務所を亀山市本丸町577番地(亀山市役所内)に置く。

(所掌事務)

第3条 交通会議は、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事項を所掌する。ただし、第2号に掲げる事項は、亀山市運賃協議分科会において協議する。

- (1)地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項
- (2)地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃及び料金等に関する事項
- (3)市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4)公共交通計画の作成及び変更の協議に関する事項
- (5)公共交通計画の実施に関する事項
- (6)公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (7)その他交通会議の目的を達成するために必要な事項

(構成員)

第4条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1)学識経験者
- (2)市民又は地域公共交通の利用者の代表
- (3)一般旅客自動車運送事業者又はその組織する団体の代表者又はその指名する者
- (4)一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転士が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (5)鉄道事業者又はその組織する団体の代表者又はその指名する者
- (6)運輸支局長又はその指名する者
- (7)三重県(三重県公安委員会を含む。)及び亀山市の職員
- (8)その他交通会議が必要と認める者

(役員)

第5条 交通会議に、次の役員を置く。

- (1)会長 1人

(2)副会長 1人

(3)座長 1人

(4)監事 2人

2 会長は、副市長とする。

3 副会長、座長及び監事は、委員の中から互選する。委員の中から会長が指名する。

4 副会長、座長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第6条 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 座長は、会議の議長となる。

4 監事は、交通会議の監査事務を行う。

(任期)

第7条 委員の任期は、委員に就任した日からその日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員及び補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第8条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議事は、原則として全会一致をもって決するものとする。ただし、意見が分かれた場合において、議長がやむを得ないと認める場合は、出席委員の3分の2以上の賛成で決するものとする。

5 交通会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、会議への出席を依頼し、又は助言等を求めることができる。

(協議結果の尊重義務)

第9条 会議で協議が整った事項については、交通会議の委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(協議済み事項の軽微な修正・変更)

第10条 交通会議において協議が整った事項に関する軽微な修正・変更については、交通会議での協議を省略することができるものとする。

2 前項における軽微な修正・変更とは、別表1に掲げるものとする。

(分科会)

第11条 会長は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査又は検討等を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 交通会議の経費は、負担金、補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 交通会議の予算編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第14条 交通会議が解散した場合は、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(事務局)

第15条 交通会議の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、亀山市政策部政策推進課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

1 この規約は、平成24年1月12日から施行する。

2 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

3 この規約は、平成28年6月1日から施行する。

4 この規約は、平成29年9月15日から施行する。

5 この規約は、平成30年4月1日から施行する。

6 この規約は、令和4年4月1日から施行する。

7 この規約は、令和6年6月24日から施行する。

8 この規約は、令和7年1月20日から施行する。

別表1(第10条関係)

・バス停名称の変更 ・バス停の新設又は廃止を伴わないルートの変更 ・ルートの変更を伴わないバス停の位置変更等 ・運行本数の変更を伴わない運行時刻の修正
--

亀山市運賃協議分科会規程

(設置)

第1条 亀山市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)規約第11条第1項の規定に基づき、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「運送法」という。)第9条第4項に規定する路線又は営業区域(以下「路線等」という。)に係る運賃及び料金(以下「運賃等」という。)に関する事項を協議するため、亀山市運賃協議分科会(以下「運賃分科会」という。)を置く。

(構成員)

第2条 運賃分科会は、次に掲げる者を構成員とする。

- (1)市長が指名する職員
- (2)運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3)国土交通省中部運輸局三重運輸支局長が指名する職員
- (4)住民又は利用者の代表

(会長)

第3条 運賃分科会に会長を置き、第2条第1号に掲げる者をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、分科会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した構成員が、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委員に就任した日から運賃等に関する事項の協議が整った日までとする。

(会議)

第5条 運賃分科会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 会議の議事は、原則として全会一致をもって決するものとする。ただし、意見が分かれた場合において、議長がやむを得ないと認める場合は、出席委員の3分の2以上の賛成で決するものとする。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

(協議結果)

第6条 運賃分科会で協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

2 運賃分科会において協議した事項については、交通会議へ報告するものとする。

(庶務)

第7条 運賃分科会の庶務は、交通会議の事務局において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、運賃分科会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年6月24日から施行する。